

○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年3月22日山形県条例第11号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者(以下「知事等」という。)の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書(以下単に「事業計画書」という。)

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年 3月22日山形県規則第8号

改正

平成20年 2月29日規則第12号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

指定管理者の指定申請書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

(記名押印又は署名)

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

変 更 届 出 書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

下記のとおり変更したので、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後

○山形県立点字図書館条例

昭和48年 3月24日山形県条例第16号

改正

昭和51年 3月31日条例第20号
昭和53年 3月24日条例第 8号
昭和57年 3月25日条例第10号
昭和60年 3月 1日条例第 3号
平成 3年 3月 1日条例第 1号
平成 7年 7月 5日条例第37号
平成15年 3月18日条例第20号
平成17年 3月22日条例第29号
平成18年 3月22日条例第21号
平成18年 3月22日条例第24号
平成18年 7月 7日条例第47号

山形県身体障害者更生援護施設条例をここに公布する。

山形県立点字図書館条例

山形県身体障害者更生指導所条例（昭和39年 3月県条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第28条第 1 項の規定により、視聴覚障害者情報提供施設として山形県立点字図書館（以下「点字図書館」という。）を山形市に置く。

（指定管理者）

第 2 条 点字図書館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第 3 条 指定管理者は、点字図書館の管理を、次に掲げる基準に従い行うものとする。

（1）点字図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとすること。

（2）点字図書館の休館日は、次に掲げる日とすること。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

（3）法第29条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準

（4）その他点字図書館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時にその管理する点字図書館を開館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）点字図書館の施設等の維持管理に関する業務

（2）点字図書館の運営に関する業務

（3）前 2 号に掲げるもののほか、点字図書館の管理に関し知事が必要と認める業務

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月31日条例第20号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月24日条例第 8 号）

この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3月25日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和60年 3月 1日条例第 3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3年 3月 1日条例第 1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7年 7月 5日条例第37号）

この条例は、平成 7年 8月10日から施行する。

附 則（平成15年 3月18日条例第20号）

- 1 この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第111号。以下「改正法」という。）附則第12条第 1項の規定により身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の11第 5項に規定する施設支給決定身体障害者（以下「施設支給決定身体障害者」という。）とみなされた改正法附則第12条第 1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者に係る料金についての第12条第 1項第 2号の規定の適用については、平成15年 4月 1日から平成16年 3月31日までの間は、同号中「法第17条の10第 2項第 1号」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第111号）附則第12条第 2項第 1号」とする。

附 則（平成17年 3月22日条例第29号）

- 1 この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 身体障害者更生援護施設の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成18年 3月22日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則（平成18年 3月22日条例第24号）

この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、第 7条及び第 8条の規定は公布の日から〔中略〕施行する。

附 則（平成18年 7月 7日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、〔中略〕第 2条の規定による改正後の山形県身体障害者更生援護施設条例の規定〔中略〕は、平成18年 4月 1日から適用する。

改正

昭和61年 3月28日規則第19号
平成元年 3月22日規則第22号
平成 4年 7月15日規則第49号
平成 7年 7月18日規則第58号
平成15年 3月28日規則第24号
平成17年 6月17日規則第45号
平成18年 3月31日規則第49号
平成18年 9月29日規則第104号

山形県立点字図書館管理規則をここに公布する。

山形県立点字図書館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形県立点字図書館条例（昭和48年 3月県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 山形県立点字図書館（以下「点字図書館」という。）の開館時間は、条例第 2 条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 点字図書館の休館日は、条例第 2 条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次のとおりとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

(弁償の義務)

第 4 条 利用者は、故意又は過失により点字図書館資料を亡失し、又はき損したときは、現品又は相当の金額で弁償しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年 3月28日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3月22日規則第22号）

この規則は、平成元年 4 月 9 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 15 日規則第49号抄）

この規則は、平成 4 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 18 日規則第58号）

この規則は、平成 7 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成15年 3月28日規則第24号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月 17 日規則第45号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 31 日規則第49号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月 29 日規則第104号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

資料5

身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準

[平成十五年三月十二日号外厚生労働省令第二十一号]

第一章 総則

(趣旨)

第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定による身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(基本方針)

第二条 身体障害者社会参加支援施設は、入所者又は利用者（以下この章において「入所者等」という。）に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うよう努めなければならない。
- 3 身体障害者社会参加支援施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 身体障害者社会参加支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第三条 身体障害者社会参加支援施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター（第十三条に規定する障害者更生センターを除く。）を除く。）の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての身体障害者社会参加支援施設の建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めたと

きは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備の専用)

第四条 身体障害者社会参加支援施設の設備は、専ら当該身体障害者社会参加支援施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の専従)

第五条 身体障害者社会参加支援施設の職員は、専ら当該身体障害者社会参加支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 身体障害者社会参加支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 身体障害者社会参加支援施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(相談及び援助)

第八条 身体障害者社会参加支援施設は、常に入所者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(秘密保持等)

第九条 身体障害者社会参加支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十条 身体障害者社会参加支援施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ

なければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 身体障害者社会参加支援施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第十一条 身体障害者社会参加支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第十二条 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

～中略～

第二章 身体障害者福祉センター

（運営規程）

第二十条 身体障害者福祉センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額
- 四 施設の利用に当たっての留意事項
- 五 非常災害対策
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

（施設長の責務）

第二十一条 身体障害者福祉センターの施設長は、当該身体障害者福祉センターの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 身体障害者福祉センターの施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第二十二条 身体障害者福祉センターは、利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターの職員によって支援を行わなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 身体障害者福祉センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しな

ければならない。

(衛生管理等)

第二十三条 身体障害者福祉センターは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体障害者福祉センターが利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十四条 身体障害者福祉センターが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者へ支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに当該利用者へ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者の同意を得なければならない。

～中略～

第五章 視聴覚障害者情報提供施設

(種類)

第三十四条 視聴覚障害者情報提供施設の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一 点字図書館 視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出しその他利用に係る事業を主として行うもの

二 点字出版施設 視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物の出版に係る事業を主として行うもの

三 聴覚障害者情報提供施設 視聴覚障害者情報提供施設のうち聴覚障害者用の録音物の製作及び貸出しに係る事業を主として行うもの

(点字図書館の設備の基準)

第三十五条 点字図書館には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 閲覧室

二 録音室

三 印刷室

四 聴読室

五 発送室

六 書庫

七 研修室

八 相談室

九 事務室

2 前項各号に掲げる設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けなければならない。

3 点字図書館には、前二項に規定するもののほか、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の

利用に必要な機械器具等を備えなければならない。

(点字出版施設の設備の基準)

第三十六条 点字出版施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 製版室
- 二 校正室
- 三 印刷室
- 四 製本室
- 五 倉庫
- 六 事務室

2 点字出版施設には、前項に規定するもののほか、点字刊行物の出版等に必要な機械器具等を備えなければならない。

(聴覚障害者情報提供施設の設備の基準)

第三十七条 聴覚障害者情報提供施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 貸出利用室
- 二 試写室
- 三 情報機器利用室
- 四 製作室
- 五 発送室
- 六 相談室
- 七 研修室兼会議室
- 八 事務室

2 前項各号に掲げる設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けなければならない。

3 聴覚障害者情報提供施設には、前二項に規定するもののほか、試写等に必要な機械器具等を備えなければならない。

(点字図書館の職員の配置の基準)

第三十八条 点字図書館に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長 一
- 二 司書 一以上
- 三 点字指導員 一以上
- 四 貸出閲覧員又は情報支援員 一以上
- 五 校正員又は音声訳指導員 一以上

2 点字図書館には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字図書館の運営に必要な職員を置かなければならない。

(点字出版施設の職員の配置の基準)

第三十九条 点字出版施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長 一
- 二 編集員 一以上
- 三 製版員 一以上
- 四 校正員 一以上

五 印刷員 一以上

六 製本員 一以上

2 点字出版施設には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字出版施設の運営に必要な職員を置かなければならない。

(聴覚障害者情報提供施設の職員の配置の基準)

第四十条 聴覚障害者情報提供施設には、施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第四十一条 点字図書館の施設長は、司書として三年以上勤務した者、社会福祉事業に五年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 点字出版施設の施設長は、社会福祉事業に五年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(準用)

第四十二条 第二十条から第二十二条まで、第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、視聴覚障害者情報提供施設について準用する。

身体障害者更生援護施設の設備及び運営について

(平成 12 年 6 月 13 日)

(障第 464 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」については、平成 12 年 3 月 30 日に厚生省令第 54 号として公布され、平成 12 年 4 月 1 日から施行されたところであり、その制定趣旨等については、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の施行について」により示したところであるが、この中で留意事項として、当該省令の制定は、一部を除き改正前の通知による取扱いを変更するものではないことを示したところである。

については、今後の身体障害者更生援護施設の整備及び運営に当たっては、当該省令において定める基準を遵守するとともに、本通知の別紙「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する指針」を参酌の上、身体障害者更生援護施設の適正かつ円滑な運営にご配慮願いたい。

(別紙)

身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する指針

(中 略)

第七章 視聴覚障害者情報提供施設

第一節 総則

1 立地条件

視聴覚障害者情報提供施設の設置に当たっては、安全の保持、交通の便等利用上の便宜を十分考慮し、効果的活用がなされる地を選定すること。

2 土地及び建物

視聴覚障害者情報提供施設に係る土地及び建物については、次の要件を満たすときは、貸与を受けたものでも差し支えないこと。

- (1) 継続的かつ安定的に事情が実施できる程度の期間の利用が確実であること。
- (2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を払いうる確実な財源があること。

第二節 点字図書館

1 業務

(1) 点字図書館は、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物(以下「図書」という。)の貸出し及び閲覧事業を主たる業務とし、併せて点訳・朗読奉仕事業等の指導育成、図書の奨励及び相談事業を行うものであること。

(2) 関係行政機関及び障害者団体等と協力し、視覚障害者の文化、レクリエーション活動を援助するとともに、その推進に努めること。

2 管理運営

- (1) 点字図書館は、図書を7千冊以上備え、教養、娯楽、学術の諸部門を網羅し、かつ、常に新刊書を整備するように努め、図書の閲覧及び貸出しに関する出納を明確にすること。
- (2) 他の点字図書館等と緊密に協力し、図書の相互貸借を行い、公共図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条にいう図書館)等の協力を得て視覚障害者の読書範囲の拡充を図るとともに、図書館資料の利用のための相談に応じ読書の指導及び奨励に努め図書目録の配布等により最も効率的な利用に努めること。

3 職員

- (1) 司書は、図書館法第五条に定める資格を有する者を原則とするが、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができること。
- (2) 点字指導員、貸出閲覧員及び校正員は、それぞれの専門的業務に関し、相当の知識又は経験を有する者であること。

4 閲覧料等

(1) 閲覧料

- ア 公立の点字図書館については、無料とすること。
- イ その他の点字図書館については、原則として無料とするが、やむを得ない場合は最少限度の実費を徴収することができること。

(2) 郵送料

郵便法(昭和22年法律第165号)第26条第1項第3号に規定する盲人の福祉を増進することを目的とする施設の指定を受け、利用者の負担の軽減を図ること。

なお、これによりがたい場合は、次のとおりとすること。

- ア 公立の点字図書館が図書を郵送貸出する場合における発送料金は、点字図書館の負担とし、返送料金は貸出しを受ける者の負担とすること。
- イ その他の点字図書館については、原則として公立の点字図書館の場合と同様とするが、やむを得ない場合は発送料金を徴収して差し支えないこと。

(以 下 略)